

今年、農地の転用を…

ちょっと待って!

## 農地の転用には許可が必要です!

農地も自分の土地なんだから、自由に利用していいでしょ? **×**

確かに農地は個人の土地ですが、**農地を転用するには、届出や許可が必要です。** **○**

住宅や倉庫の建築、資材置場や駐車場としての利用など、農地を農地以外の目的で利用する場合（＝農地を転用する場合）は、原則、市街化区域では農業委員会への農地転用の届出が、市街化調整区域では北海道知事（又は農林水産大臣）の農地転用許可が必要です。

適法な手続きを経ず無断で農地を転用した場合や、許可を受けても許可条件に違反した場合などは農地法違反となり、違反したままでは、新たに農地を取得して規模を拡大しようとする場合など、今後の土地利用の際に様々な支障が生じます。また、個人の場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金の刑事罰が科せられる場合もあります。

転用が認められない農地や用途がありますので、農地を農地以外の目的で利用したいとお考えの場合は、事前に農業委員会事務局農地係までご相談ください。

※ 農地転用の申請をしてから許可が下りるまでに、相当の日数がかかる場合がありますので、余裕をもってお早目にご相談願います。

## 農地改良について

農業委員会に届出等をしてください

- 農地を改良する目的で切土・盛土を行う場合は、農業委員会に届け出をお願いしています。施工目的・内容によっては一時転用許可（知事許可）が必要になることもありますので、工事にかかる前に余裕をもって農業委員会にご相談ください。（一時転用許可の場合は、3か月程度必要になります。）
- また、施工業者に任せきりにして不適切な工事が行われた結果、排水等の問題で周辺の土地所有者とトラブルになった例や、農地に適さない土を搬入して土地を荒廃させ農地として利用できなくなり、農地法違反を問われることになった例もあります。農地改良工事をする場合は、所有者ご自身で十分検討のうえ慎重に進める必要があります。

## 農地を守り、有効に利用しましょう!

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤です。しかし、耕作や管理をしないまま放置すると雑草や雑木が繁茂して荒れてしまいます。一旦荒れると、再び耕作できる状態に戻すためには大変な手間と労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながります。草刈りや耕起等を行い、農地を適正に管理していただきますようお願いいたします。

農地の権利をお持ちの方が病気や高齢であることや、遠方にお住まいの方が相続したこと等により、農地として適正に利用できずにお悩みの方は、ぜひお早めに農業委員会にご相談ください。

## 農地を相続したときは届出を

農地を相続などで取得した場合、農業委員会へ届出が必要です。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

農業委員会  
お問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局  
Tel.211-3636

ホームページ  
アドレス

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>